



契約証

幸由成行ノ著述ニ係ル

正ラ 櫻村喜久太郎

ノ出版シ發賣スルニ就キテ契約スルコト尤ノ如シ

一、幸由成行ノ櫻村喜久太郎が出版業ヲ繼續スル間ハ櫻村

喜久太郎ノ承諾ヲ得ルニテラサレハ

権利ヲ他人ニ與フベカラズ

一、櫻村喜久太郎ハ

正ラ出版發賣ノ権利ヲ有スル

間ハ

正ラ品切トシテ事實ニ於テ幸由成行ノ利益ヲ

沮碍スルガ如キコトアルベカラズ

一、櫻村喜久太郎ハ捺印税トシテ壹部ニ付其ノ定價ノ

14
3159
G14



壹割貳分ヲ拂渡スニ

一、幸田成行ノ前條ノ捺印税ヲ櫻村喜久太郎ヨリ受取

ル以上、其捺印ニ何等ノ故障ヲ容ルニカス

但シ幸田成行ノ捺印ニ使用スルキ印鑑在ノ如シ

此、契約ノ相互ノ合意ノ上、名譽ト利益トヲ尊重シテ

訂結ナセルモノニテ相互ノ合意ヲ示サレハ之ヲ解クト能

ハサルモノトス

此契約書ハ同文貳通ヲ製スル者壹通ヲ有ス

大正二年三月

東京市神田區南葛飾郡寺島村千七百三十九番地

幸田成行

東京市神田區小川所四十一番地

櫻村喜久太郎

